

神山連区「地域づくり協議会」会則

平成28年3月 20日 「地域づくり協議会」総会 改定

27年2月22日 第5回(最終回)地域づくり協議会設立準備委員会総会(最終確定版)

平成26年11月 29日 「地域づくり協議会」設立総会承認

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1条 本会は、神山連区地域づくり協議会(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

第 2条 協議会は、地域で各種共同連携の活動を行い、地域住民の共通の利益の増進や、生活環境の保持・改善に努め、文化・スポーツの振興と、見守りネットワーク等の地域福祉の拡充及び、「命をつなぐ近助の絆」のスローガンを基に住民相互のセーフティネットの確立を図り、豊かで住みやすく、誰もが安心して暮らせる地域づくりに寄与する事を目的とする。

(活 動)

第 3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 地域住民の福祉に寄与する事業
- (3) 交通安全、防犯及び防災に関する事業
- (4) 公民館活動及び生涯学習に関する事業
- (5) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (6) 高齢者及び障害者福祉に関する事業
- (7) 環境に関する事業
- (8) 地域の情報及び活動を周知する事業
- (9) その他、地域の発展振興と活性化に寄与する事業

(事務所)

第 4条 協議会の活動拠点及び事務所は、神山公民館に置く。

第 2 章 組 織

(組 織)

第 5条 協議会は、別表に定める様に、各団体の役員及びその経験者等で組織する。

2項 事業体、民間非営利活動組織及びその他の任意団体で、協議会の趣旨に

賛同するときは、役員会の承認を得て、前項の構成団体とする事が出来る。

3項 協議会には、別表に定める様に、「運営本部」と、以下の「6事業部会」を設ける。

- | | |
|------------------|--|
| A. 「健康・安心安全」部会 | 地域住民の命を守り、心身の健康増進を図り、高齢者、障害者の誰もが皆、安心して暮らせる事を目的にした活動を行う。 |
| B. 「家庭青少年」部会 | 成人未満の子供の、明るく健全な育成を図る事を目的にした活動を行う。 |
| C. 「成人」部会 | 地域社会の成員として、地域社会への可能な貢献を目的にした活動を行う。 |
| D. 「女性」部会 | 成人女性として、地域社会に果たす役割を尊重し、女性の抱える問題への解決を通し、地域社会への可能な貢献を目的にした活動を行う。 |
| E. 「地域活性化イベント」部会 | 地域住民が一同に参加し、連帯の心を助長する様なイベントを企画運営し、地域の振興と、環境の保全を目的にした活動を行う。 |
| F. 「広 報」部会 | 地域の情報を正しく、広く、速やかに、分かり易く、住民の方々に伝える事を、目的にした活動を行う。 |

4項 各事業部会は、所管事項の実践の為に、別表に定める団体の役員又は委員により構成され、それら団体によって活動する組織とする。

(役 員)

第 6条 運営本部と事業部会のそれぞれに次の役員を置く。

(1) 運営本部役員 (46名・兼任含め)

- | | | | |
|-------|-------------|--------|-------------|
| ① 会 長 | 1 名 (75歳定年) | ② 副会長 | 2 名 |
| ③ 書 記 | 1 名 | ④ 会 計 | 1 名 (75歳定年) |
| ⑤会計顧問 | 1 名 (75歳定年) | ⑥ 監 事 | 2 名 |
| ⑦ 事務長 | 1 名 | ⑧ 役 員 | 22 名 |
| ⑨ 部会長 | 6 名 (75歳定年) | ⑩ 副部会長 | 6 名 |
| ⑪ 相談役 | 3 名 | | |

(2) 事業部会役員 (各部6名×6部会 36名)

- | | | | |
|-------|-------------|--------|-------------|
| ① 部会長 | 1 名 (75歳定年) | ② 副部会長 | 1 名 |
| ③ 書 記 | 1 名 | ④ 会 計 | 1 名 (75歳定年) |
| ⑤ 役 員 | 2 名 | | |

(役員の選任)

第 7条 会長及び副会長は、協議会役員総会において選任する。

2項 会長は、町会長会代表との兼任選出は出来ない。

3項 前条(1)の運営本部役員の③号～⑧号に掲げる役員は、会長が指名し、地域づくり協議会役員総会において選任する。

4項 前条(1)の運営本部役員の⑪号に掲げる相談役は、中部中学校校長、神山小学校校長、末広小学校校長を以って選任する。

5項 前条(1)の運営本部役員の⑥号に掲げる監事は、協議会の他の役員と、これを兼ねる事はできない。

6項 前条(2)の事業部会役員の①号②号に掲げる役員は、各事業部構成団体役員又は、委員の中から運営本部会長が推薦する者を、各事業部会にて選任するものとし、③号～⑤号に掲げる役員については、事業部会構成団体役員又は委員での互選とする。

7項 必要に応じて、運営本部役員会の承認を得て、役員定数の改定や、協議会に顧問などの新たな役職を設ける事ができるものとする。

(役員の職務)

第 8条 役員の職務は、次の通りとする。

(1) 運営本部役員

- ① 会 長は、協議会及び役員会を代表し、会務を統理する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故有る時、又は会長が欠けた時は、指名されている順位によって、会長職務を代理する。
- ③ 書 記は、運営本部役員会および協議会役員総会の議事を記録する。
- ④ 会 計は、協議会運営本部の予算執行に伴う金銭出納、及び経理事務を担当する。
- ⑤ 会計顧問は、協議会全体の会計処理、決算諸表の作成を統括する。
- ⑥ 監 事は、協議会全体の会計監査の事務を担当する。
- ⑦ 事務長は、協議会全体の運営に伴う事務処理を統括する。
- ⑧ その他役員は、協議会運営本部の業務及び審議に参画する。

- (2) 事業部会役員
- ① 部会長は、担当部会の運営を統括する。
 - ② 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故有る時、又は部会長が欠けた時は、部会長職務を代理する。
 - ③ 書記は、部会の運営と活動に伴う、議事録作成、文書事務を担当する。
 - ④ 会計は、部会の運営と活動に伴う金銭出納及び経理事務を担当する。
 - ⑤ その他役員は、部会の業務及び審議に参画する。

(役員任期と定年)

- 第 9 条 役員の任期は、全て1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2項 前項の規定にかかわらず、会長及び副会長と、部会長は、その在任期間が、通じて5年である者に限っては、再任することはできない。(通し任期5年定年)
- 3項 会長と部会長及び会計は、満75歳を定年とし、在任年齢はそれを越えないものとする。
- 4項 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5項 辞任、又は任期満了の場合でも後任者が選任されるまでの間は、その役員職務を継続して行うものとする。

第 3 章 会 議

(会 議)

- 第10条 協議会の会議は、役員総会、運営本部会議、事業部会議とする。
- 2項 役員総会は、運営本部役員と事業部会役員によって構成される。
- 3項 運営本部会議は、運営本部役員によって構成される。
- 4項 事業部会議は、事業部会役員と、部会に所属する各団体の代表委員により構成される。

(役員総会)

- 第11条 役員総会は協議会の最高議決機関であって会長が招集し、4月9月3月の毎年度3回の、定期開催とする他、会長が必要と認めた場合、又は、会長宛に役員定数の3分の1以上の署名による開催請求が提出された場合には、14日以内に会長は臨時総会を開催する。
- 2項 役員総会では、次の事項を審議し、議決する。
- (1) 協議会の事業計画及び予算に関する事。
 - (2) 協議会の事業報告及び決算承認に関する事。
 - (3) 協議会運営本部役員の、会長、副会長、書記、会計、会計顧問、監事、事務長、役員を選任する事。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (5) その他、協議会に関する重要事項に関する事。

(運営本部会議)

- 第12条 運営本部会議は常設の議決機関であり、運営本部役員により構成され、隔月開催を原則とする。開催時期および、その出席者に関しては会長がこれを招集する。運営本部役員の中から執行委員の選出をもって代える事が出来るものとし、その選出及び開催等は運営本部の裁定に委ねるものとする。
- 2項 運営本部会議は、次の事項を審議する。
- (1) 協議会の事業計画及び予算編成を審議し、その執行に関する事。
 - (2) 事業報告と会計報告及び決算を行う事。
 - (3) 役員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する事。
 - (4) 役員総会がやむ得ない事由で開催出来ない場合、総会機能を代行する事。
 - (5) 運営本部役員定数は、原則50名以内を基準とする。

(雑 則)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項の追記、又は改変は、会長が運営本部会議に諮り、

(事業部会議)

- 第13条 事業部会議は、協議会の目的とする所管事業を、適正な実施計画と会計に基づき、円滑で効果的な実施を図る為に開催質疑し、必要に応じて部会長が招集する。
- 2項 事業部会議は、部会長以下6名の事業部会役員と、所属する活動団体から各代表者1～2名の部会委員によって構成されるものとする。
- 3項 各事業部会は、会議を通して、所属する活動団体間の協働と調整を図り、円滑に効果的に、目的とする所管事業の企画と執行に当たる。

(定足数等)

- 第14条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、会議の長及び議長を除く、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は会議の長がこれを決する。
- 2項 会議の議長は、役員総会においては、出席者の中から議長を選任し、その他の会議では、会議の長が議長を務めるものとする。
- 3項 会議に欠席の構成員は、他の構成員に権限の行使を委任する事ができる。受任者の特定がなされないときは、会議の長に権限の行使を委任したものとみなす。

第 4 章 会 計

(会 計)

- 第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2項 協議会の経費は、地域づくり協議会交付金、その他の収入をもって充てる。
- 3項 協議会の会計業務は、運営本部会計と各事業部会会計のそれぞれに於いて、厳正に処理されるものとする。

(帳簿の整備)

- 第16条 協議会の、運営本部も事業部会も、会計に関する帳簿を整備しなければならない。
- 2項 連区住民から、会計帳簿の閲覧の請求が有った時は、正当な事由がない限りは、これを閲覧させねばならない。

(監 査)

- 第17条 監事は、会計年度終了後に会計及び事務の監査を行い、結果を役員総会に報告するものとする。

第 5 章 その他

(慶 弔)

- 第18条 祝儀又は香典は1万円とする。弔意の対象は協議会現職役員本人の場合とするが、葬儀へ生花を寄せる事を始め、会長が必要と判断する場合は、その対象と適用はこの限りではないものとする。

(懲 罰)

- 第19条 役員、委員に在る者で、各会議での議決に違背する言動や、故意の中傷誹謗等により協議会又は構成員の名誉や品格を貶めたり、その正常な役務を不正に阻害する者は、役員総会にて出席者の過半数の採決により、その役職を罷免されるものとする。

その議決に基づいて、定めるものとする。

付 則

- 1、 協議会設立発足は、平成27年4月1日とし、本会則は同日をもって施行する。
- 2、 協議会設立の総会において選任される平成26年度の設立準備委員会役員については、この会則の定めに基づいて選任された役員とみなし、その任期は、正式発足までの平成27年3月31日までとする。

第5条別表

地域づくり協議会（役員 72名）・事務局は公民館に置く				部会構成 所属活動団体（代表1～2名が部会委員）		活動の視点・課題
運営本部役員（46名）			事業部会役員（6部36名）			
会 長	1 名		A）健康・安心安全 部会		公民館体育レク部	防災ボランティアネットワーク
副会長	2 名		部会長		交通安全会	神山末広学童見守り隊
書 記	1 名		副部会長		防犯協会神山支部	自主防災連絡協議会
会 計	1 名		書 記		各種スポーツ団体	町会長会 安全部委員2名
会計顧問	1 名		会 計		日赤奉仕団神山分団	
監 事	2 名		役 員			（団体代表の部会委員 合計12名）
事務長	1 名		〃			
役 員	22 名	公民館長	B）家庭・青少年 部会		公民館 家庭・青少年学習部	児童館厚生委員
〃		交通安全会会長	部会長		学校外活動推進協議会	学校運営協議会
〃		防犯協会支部長	副部会長		児童育成協議会	保護司会
〃	兼・連区長	学校外活動推進委員会代表	書 記		連区こども会	町会長会 育成部委員2名
〃	〃	資源回収推進委員会代表	会 計		AVの会	
〃	〃	社協神山支会代表	役 員			（団体代表の部会委員 合計16名）
〃	〃	高齢者の生甲斐健康～代表	〃			
〃		長生クラブ連合会会長	C）成人 部会		公民館 成人学習部	戦没遺族会
〃		児童育成協議会会長	部会長		長生クラブ連合会	町会長会 福祉部委員2名
〃		民生児童委員協議会会長	副部会長		高齢者の生甲斐と健康づくり推進協議会	
〃		主任児童委員	書 記		民生児童委員協議会	
〃		児童館 厚生員	会 計			（団体代表の部会委員 合計8名）
〃		女性の会会長	役 員			
〃		日赤奉仕団分団長	〃			
〃		AV技術者の会会長	D）女性 部会		公民館 女性学習部	
〃		戦没遺族会会長	部会長		連区 女性の会	
〃		れんげの会会長	副部会長		老連婦人会	
〃		保護司会会長	書 記		れんげの会	
〃		一宮警察警友会会長	会 計		町会長会 生活部委員2名	
〃		ウエストサイド会長	委 員			（団体代表の部会委員 合計6名）
〃		商店街代表	〃			
〃		愛知防災リーダー会代表	E）地域活性化イベント 部会		公民館 魅力ある地域づくり部	
A 部会長	1 名		部会長		神山地区各商店街	
副部会長	1 名		副部会長		地域ボランティア団体	
B 部会長	1 名		書 記		資源回収推進協議会	
副部会長	1 名		会 計		町会長会 地域活性部委員2名	（団体代表の部会委員 合計15名）
C 部会長	1 名		役 員			
副部会長	1 名		〃			
D 部会長	1 名		F）広報 部会		小・中学校 PTA 代表	
副部会長	1 名		部会長		公民館学習発表会	
E 部会長	1 名		副部会長		公民館運営協議会	
副部会長	1 名		書 記		町会長会 広報部委員2名	
F 部会長	1 名		会 計			
副部会長	1 名		役 員			（団体代表の部会委員 合 6名）
相談役	3 名	末広・神山・中部中 学校長	〃			